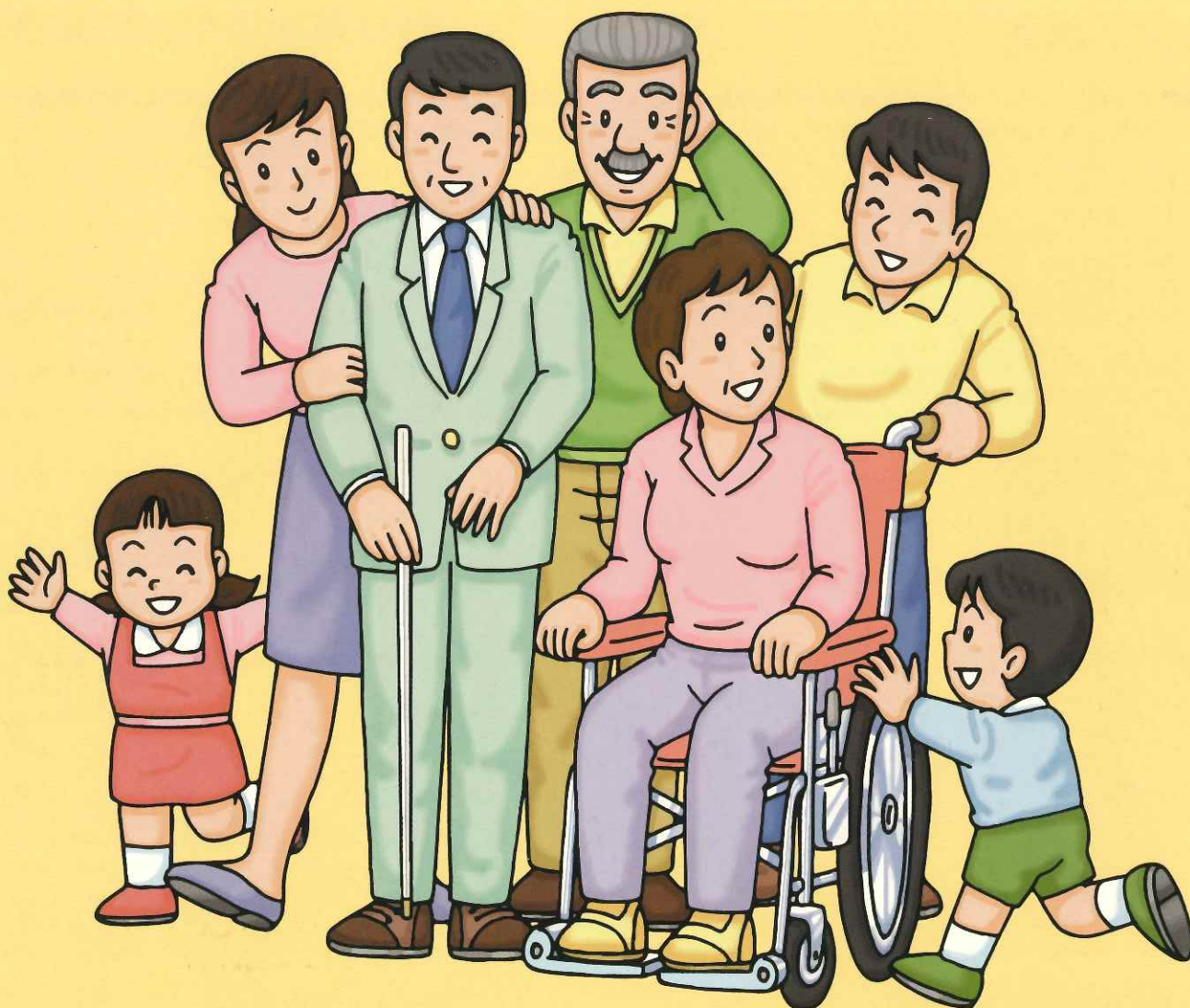


太子町障害者計画(第3期)

障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)

概要版



計画策定の趣旨

本町においては、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。このたび、国の法制度の改正や多様化する障害のある人等のニーズに対応するために、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向けて、「太子町障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）」を策定しました。

計画の位置付け

「太子町障害者計画（第3期）」…“障害者基本法”第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」

「太子町障害福祉計画（第5期）」…“障害者総合支援法”第88条に基づく「市町村障害福祉計画」

「太子町障害児福祉計画（第1期）」…“児童福祉法”第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」

計画の期間

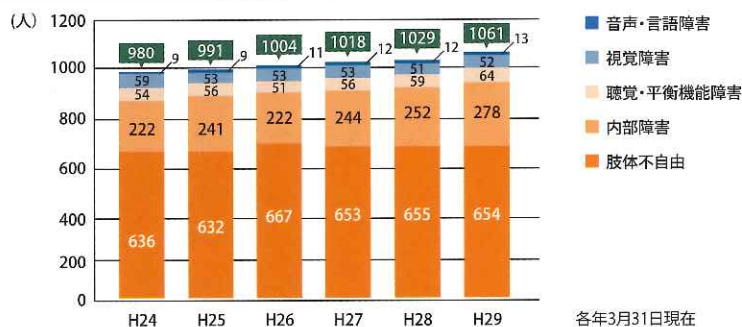
「障害者計画（第3期）」は太子町の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、第2期同様に6年間の計画とします。また、「障害福祉計画（第5期）」及び「障害児福祉計画（第1期）」については、法律に基づき3年間の計画とします。

● 身体障害者手帳所持者の状況

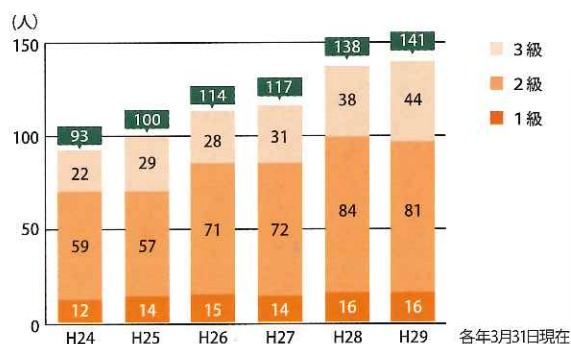
- ▶ 本町の身体障害者手帳所持者数は、平成29年3月31日現在1,061人です。障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、平成29年は654人で全体の61.6%を占めています。

- ▶ 療育手帳所持者は、平成29年3月31日現在361人で平成24年以降、毎年増加しています。

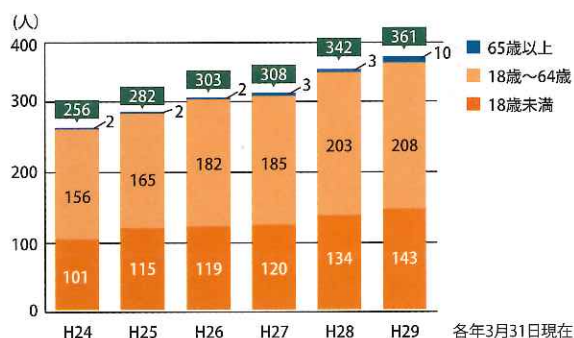
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年3月31日現在141人です。



● 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況



● 療育手帳所持者の状況



計画の基本理念

この計画は、障害者がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意志で選択し、行動し、可能な限り自立した生活を創造するための「リハビリテーション」の理念と、障害があることを特別視するのではなく、障害は単なる身体的又は精神的属性で誰もがその可能性を持つものであり、常に、障害のある人もない人も共に生活できる社会こそが普通の社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本理念とします。

計画の基本方針

1 地域共生社会の実現

2 自立生活の支援

3 雇用・就労の推進

4 生活環境の整備

施策の体系

差別の確保・人権の保証

広報・啓発の推進/福祉教育の推進/
交流・ふれあいの推進/権利擁護対策の充実

社会参加の促進

雇用・就業の促進/就労環境の改善と定着促進/
移動支援の充実/文化・スポーツ活動などの推進

自立生活の支援の推進

情報提供の充実/障害福祉サービスの充実/
地域生活支援拠点の整備/地域生活への移行促進/
意思疎通支援の充実

安全・安心な・生活環境

相談支援体制の充実/ボランティア活動等の推進/
福祉のまちづくりの推進/防犯・防災対策の充実

教育・療育の充実

療育・就学前教育の充実/学校教育の充実

保健・医療の推進

健康づくり、疾病予防の推進/精神保健対策の推進/
福祉施設、リハビリテーション医療の充実

障害福祉計画の成果目標

(1)施設入所者の推移



(2)福祉施設から一般就労への移行



(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を平成32年度までに設置することを目標とします。

(4)地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制を平成32年度までに整備することを目標とします。

■地域生活支援拠点のイメージ



(5)障害児支援の提供体制の整備

- ☐ 児童発達支援センターを町内に1カ所設置します(設置済)。
- ☐ 保育所等訪問支援を利用できる体制を平成32年度までに整備します。
- ☐ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を平成32年度までに1カ所確保します。
- ☐ 医療的ケア児支援の協議の場を平成30年度末までに設置します。
- ☐ 障害児に係る総合相談窓口を平成32年度末までに設置します。

障害福祉サービスの提供

訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

利用者が自宅で受けられるサービスです。ホームヘルパー養成講習を実施することにより人材を育成し、サービス提供量の確保に努めます。

日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護

短期入所施設において日中に利用するサービスです。福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制の強化に努めます。

居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

夜間における住まいの場を提供するサービスです。グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。

相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう関係機関との連携を図ります。

障害児への支援

児童発達支援、医療型発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援・障害児相談支援

障害児やその家族の意向を聴き取り、必要なサービスを提供していきます。

地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

(2) 意思疎通支援事業

(3) 日常生活用具給付等事業

(4) 手話奉仕員養成研修事業

(5) 移動支援事業

(6) 地域活動支援センター事業

(7) 日中一時支援事業

(8) 社会参加促進事業

